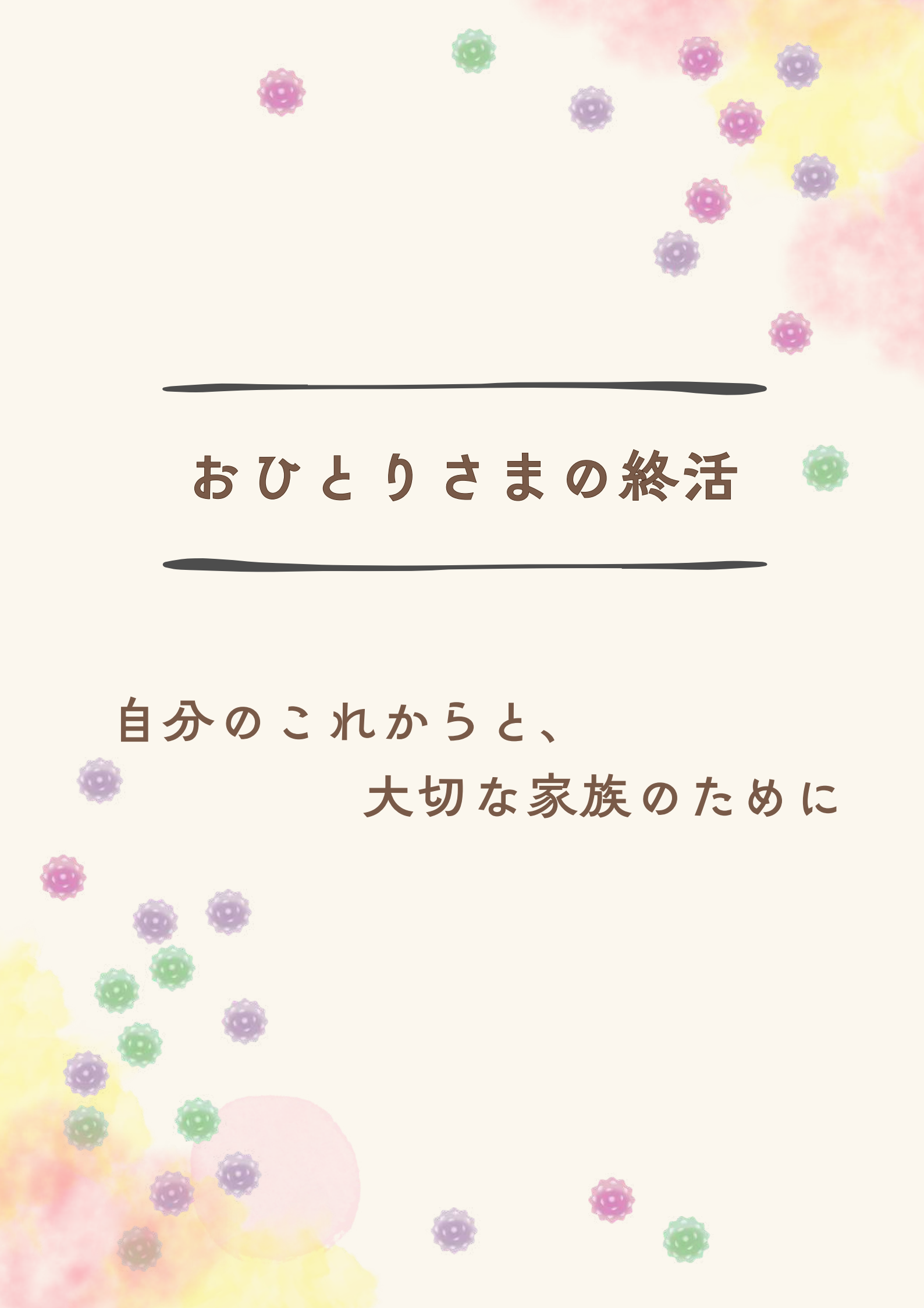




おひとりさまの終活

自分のこれからと、
大切な家族のために

ひとりで暮らしているとき、病気やけがで動けなくなったら。判断能力が低下したら。

そして、自分が亡くなった後のことは、誰が担ってくれるのでしょうか。

元気なうちに少しずつ準備しておくことで、自分の希望を伝え、将来の不安や周囲の負担を減らすことにつながります。

終活は、人生の終わりだけを考えるものではありません。これからの暮らしを安心して送るための準備でもあります。

1 自分の財産と意思を、きちんと残す

遺言書で、財産の行き先を決める

配偶者や子どもがいなくても、法律上の相続人がいる場合があります。
疎遠な兄弟姉妹や甥・姪が相続人になることもあります。

「お世話になった友人に財産を譲りたい」

「応援したい団体に寄付したい」など、

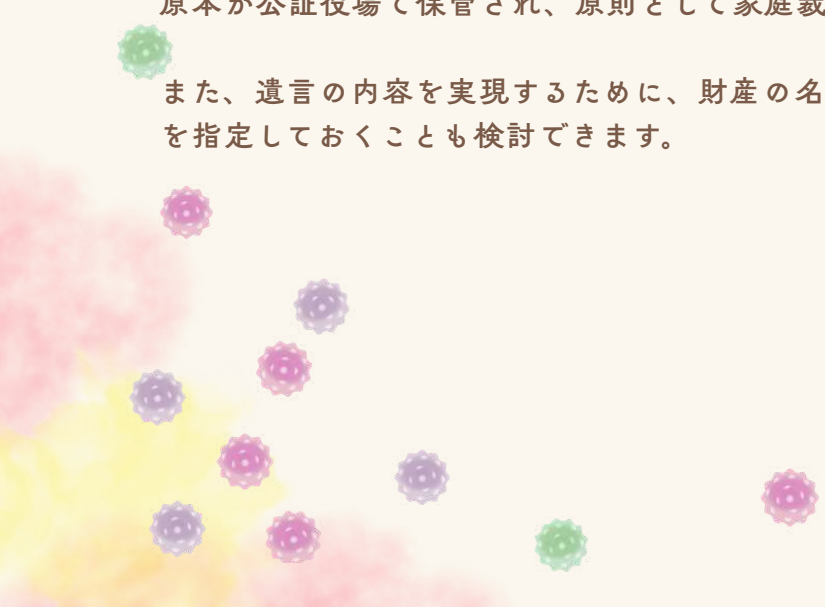
自分の希望がある場合は、遺言書で意思を明確にしておくことが大切です。

エンディングノートに希望を書き残すことも役立ちますが、財産の承継を実現するためには、法的な効力を備えた遺言書を検討しましょう。

公正証書遺言は、公証人が関与して作成する遺言書です。

原本が公証役場で保管され、原則として家庭裁判所での検認も必要ありません。

また、遺言の内容を実現するために、財産の名義変更などの手続きを担う「遺言執行者」を指定しておくことも検討できます。



2 元気なときから、将来の暮らしに備える

判断能力や身体の状態の変化に備える

支援が必要になるのは、亡くなった後だけではありません。

財産管理等委任契約：

身体が不自由になったときなどに、預金の管理や支払いなどを依頼するための契約です。

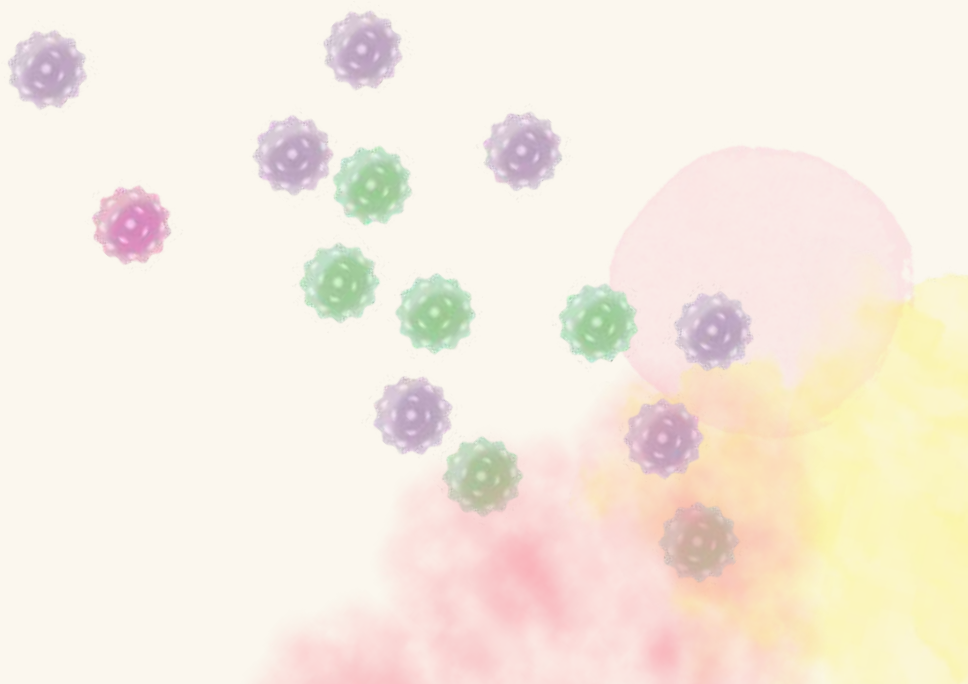
任意後見契約：

将来、判断能力が低下した場合に備え、支援を担う人や支援内容をあらかじめ決めておく契約です。実際に任意後見が始まるには、家庭裁判所による任意後見監督人の選任が必要です。

死後事務委任契約：

亡くなった後の葬儀や納骨、住まいの退去、各種契約の解約などについて、あらかじめ依頼する内容を決めておく契約です。

それぞれ役割が異なるため、自分の生活状況や希望に合わせて、必要な備えを選ぶことが大切です。



3 大切なペットの将来を考える

自分に万が一のことがあったとき、この子の世話を誰に託すのか。ペットと暮らすおひとりさまにとって、大切な問題です。

日本の法律では、ペット自身が財産を相続することはできません。

そのため、飼育を引き継ぐ人と、飼育費用をどのように確保するかを考えておく必要があります。

代表的な方法

負担付遺贈

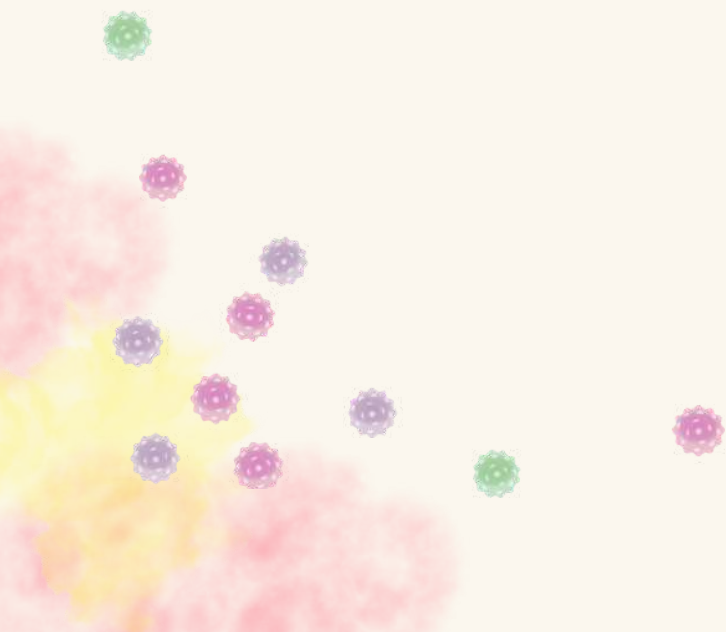
遺言によって財産を譲る際、ペットの飼育など一定の負担を引き受けてもらう方法です。引き受ける人との事前の話し合いや、飼育状況を確認する仕組みも重要になります。

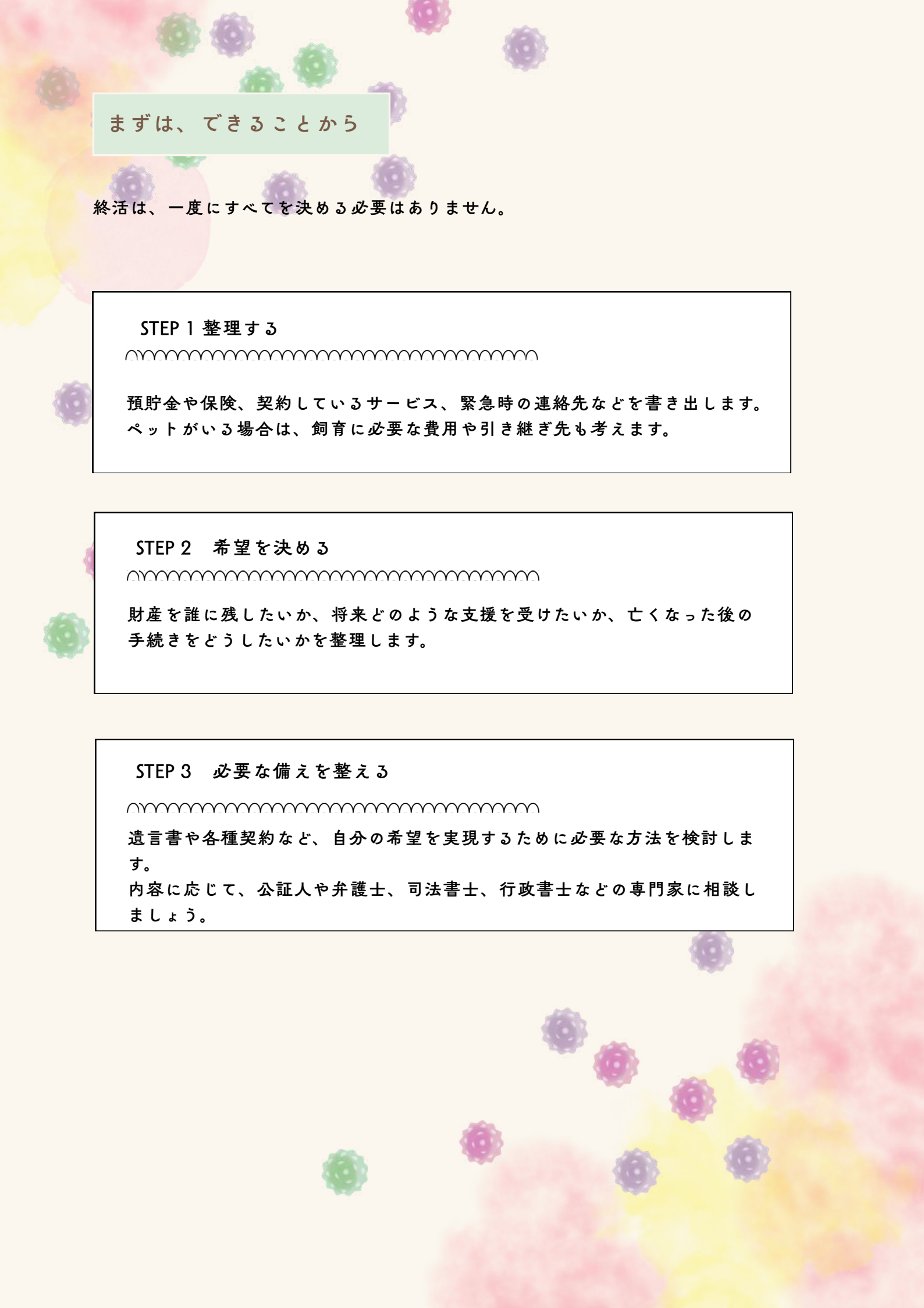
ペットのための信託

信託の仕組みを利用して、飼育費用の管理や支出方法などを定める方法です。

契約の設計や費用、信頼できる飼育者の確保など、事前に検討すべき点があります。

どちらの方法でも、飼育を引き継ぐ人、費用、緊急時の対応、ペットが亡くなった後の残余財産の扱いなどを具体的に考えておきましょう。





まずは、できることから

終活は、一度にすべてを決める必要はありません。

STEP 1 整理する



預貯金や保険、契約しているサービス、緊急時の連絡先などを書き出します。
ペットがいる場合は、飼育に必要な費用や引き継ぎ先も考えます。

STEP 2 希望を決める



財産を誰に残したいか、将来どのような支援を受けたいか、亡くなった後の
手続きをどうしたいかを整理します。

STEP 3 必要な備えを整える



遺言書や各種契約など、自分の希望を実現するために必要な方法を検討しま
す。
内容に応じて、公証人や弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談し
ましょう。

自分らしいこれからのために

大切なのは、すべてを自分ひとりで抱え込まず、元気なうちに選択肢を知っておくことです。

今の暮らしや財産の状況、家族・友人との関係、ペットの有無によって、必要な備えは一人ひとり異なります。

自分の希望を整理するところから、少しずつ始めてみませんか。

行政書士事務所ラグラス

遺言書や終活に関する手続きについて、状況に応じた選択肢を一緒に整理します。

※具体的な対応範囲や必要な手続きは、個別の事情によって異なります。



行政書士事務所ラグラス

office-Lagurus